

羽島市旧本庁舎の方針決定について

資料 1

令和 4 年 1 2 月 9 日

(1) これまでの経緯

平成 2 8 年 4 月に発生した熊本地震により複数の庁舎が使用不能となり行政機能が停止しました。羽島市本庁舎においては、老朽化が著しく、耐震補強工事も未実施であったことから、早期の改修又は建て直しに一刻も早く着手する必要があることを改めて認識いたしました。

早急に耐震性能調査を実施し、その上で条例に基づく「庁舎検討委員会」を発足させ、平成 2 9 年 2 月から 5 回にわたり、庁舎のあり方について専門の見地からご審議いただき、平成 2 9 年 7 月には「現本庁舎を庁舎として使用せず、現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良である旨の答申を賜り、新庁舎建設へと動き出したところです。

その際、現在の旧本庁舎の取扱いについては、新庁舎建設とは分けた形で改めてそのあり方を検討することとした経緯があります。

答申を踏まえ、旧本庁舎の歴史的価値や建物としての課題などについて、タウンミーティングや市民の方々との意見交換会、自治会単位での説明会や出前講座などを 1 0 0 回以上開催するとともに、広報はしまや市ホームページにより、市民の皆様への正確な情報提供や意見集約に取り組んできました。

特に、平成 2 9 年 1 0 月に実施いたしました市内在住 1 8 歳以上 1, 0 0 0 人を対象とした市民アンケート調査では、7 2. 9 %の方が旧本庁舎の保存に対し、「反対・概ね反対」との回答をされ、旧本庁舎を残すべきというご意見は、6. 1 %という結果でした。

さらに、専門的分野の学識経験者、市内在住の学識経験者、市内公共的団体の代表者及び公募委員で構成する「羽島市旧庁舎あり方検討委員会」を設置し、同委員会において、令和 3 年 7 月から 5 回にわたり、旧本庁舎における耐震性などの物理的視点、市財政への影響などの財政的視点、利用目的からの視点、文化的価値からの視点など、多面的かつ総合的な視点からご審議をいただきました。

令和 4 年 2 月には同委員会から「旧本庁舎については、施設として使用・保存せず解体することが最良である」との答申をいただいております。

市ではこの答申を受け、旧本庁舎の取扱いについて「今後の市の行財政運営への影響」、「建築物としての利用価値」、「周辺への安全性」の 3 つの項目を中心に検証してまいりました。

(2) 3 つの項目の検証結果

「今後の市の行財政運営への影響」、「建築物としての利用価値」及び「周辺への安全性」の各項目における検証結果は次のとおりです。

① 今後の市の行財政運営への影響

この検証方法としては、平成 2 8 年度に「羽島市本庁舎耐震強度調査検討業務」におい

て調査報告された旧本庁舎の外観を損なわない工法として、最も安価な工法による工事費約１７億円の工法Ａのケースと、免震装置を取り付ける工法による工事費約３２億円の工法Ｂのケースについて、令和５年度からの事業開始を想定し、中期財政見通しを基に財政シミュレーションを実施しました。

その結果、工法Ａ及び工法Ｂのいずれの場合においても、令和８年度には財政調整基金が底をつき、特に工法Ｂについてはそれ以降も赤字幅が拡大していきます。

次に、起債を活用した場合においては、工法Ａの場合、令和５年度から８年度までに計２億円、加えて９年度から２７年度までの１９年間、毎年平均１．１億円の一般財源の追加負担が続くこととなります。

また、工法Ｂの場合においても、令和５年度から１１年度までに計４．３億円、加えて１２年度から３０年度までの１９年間、毎年平均１．９億円の一般財源の追加負担が続くこととなります。

いずれの場合においても、既に新庁舎建設において、今後２９年間にわたり、年平均約１億３５００万円の一般会計からの支出が予定されている状況において、更なる負担が上積みされるとともに、新たな財政負担の発生は、今後予定されている次期ごみ処理施設整備あるいは公共施設等総合管理計画の進行、市民病院への財政支援などに大きな影響を及ぼすこととなります。

こうしたことから、旧本庁舎の保存・活用に向け、市財政から事業費を支出することは、極めて困難であるとの結論となりました。

② 建築物としての利用価値

旧本庁舎の保存・利活用の可能性を探るため、民間事業者等を事業主体とし、耐震改修費や維持管理費などの民間負担を前提とした提案募集を行い、その実現性について検証しました。

令和４年９月３０日までの提案募集の結果、２団体から提案書を受け付け、提案内容としては、一つが「子育て支援施設」、もう一つが「坂倉準三記念 はしま建築ミュージアム」としての利活用を目指すという趣旨のものでした。

２つの提案を受け、市としては、その内容を項目毎に精査いたしました。

１点目は、事業主体についてです。今回の提案募集の目的は、市としての利用目的が見いだせない中、民間事業者等を事業主体とすることを大前提として、具体的な事業主体のもと提案をいただくというものでした。

事業主体に関しては、２つの提案において、行政主導若しくは今後募集、選定することを前提としており、現段階において、耐震改修や施設運営を担う事業主体となり得る明確な民間事業者等による提案とは認められませんでした。

２点目は、安全性確保の方法についてです。旧本庁舎の保存・利活用にあたって、今後２０年以上の長期間にわたっての事業継続が求められる中、安全性確保の方法については、それぞれの団体から耐震改修に係る工法についての提案はありましたが、地盤改良や長寿命化対応については今後の検討事項とするなど、全体の事業費を含め、施設の安全性の確

保については、不明な点がありました。

3点目は、事業費の確保についてです。耐震改修工事や施設運営を確実に実施するため、工事費用及び施設運営経費がいくらかかるのか、また、民間事業者等の負担を前提とする中で資金をどのように調達するのかを提案募集したところです。

事業費確保についての提案としては、行政からの補助金の活用、PPP・PFI事業公募により選出された運営業者からの拠出、クラウドファンドや賛同企業等からの出資、旧本庁舎敷地の一部を利用した事業用オフィスからの収益等を事業費に充てる等の提案内容でした。いずれの手法においてもその提案について不確定な要素が多く、資金調達の確実性や継続性において不明な点がありました。

以上が2団体から提案された内容についての検証後、再度、市から確認事項の問い合わせを行った回答に基づく検証結果であります。

提案内容においては、現段階において明確な民間事業主体等が存在せず、また、確実な事業実施、資金調達が見通せないことから、民間事業者等を事業主体とする旧本庁舎の保存・利活用の実現は困難であるとの結論となりました。

③ 周辺への安全性

旧本庁舎本体の耐震基準（IS値）の最低値は0.245、望楼の一部は0.23を示しており、建物全体において耐震性能が著しく低く、加えて外壁の剥離や崩落などコンクリートの劣化も進行していることから、大地震発生時における旧本庁舎本体及び望楼の挙動を確認し、周辺への影響を専門的見地から調査しました。

周辺への影響調査においては、新庁舎設計時において構造計算の大臣認定を得るための申請に使用した9種類の模擬地震波を用いました。また、旧本庁舎等の構造3Dモデルを作成し、地表面に時間とともに変化する地動加速度を与え、建築物が振動する現象を計算する「時刻歴応答解析」を実施しました。

まず初めに、建物や構造物にはそれぞれ固有に持つ揺れやすい周期があり、それに対し、地震波がどの程度の揺れの強さ・応答を生じさせるかを示す「速度応答スペクトル」による9種類の地震波の比較を行いました。その結果、旧本庁舎は、今後40年以内に発生予測90%程度、本市想定震度6弱とされている「南海トラフ地震模擬地震動」がもたらす影響が最も甚大であることが確認されました。

「南海トラフ地震模擬地震動」がもたらす影響としては、旧本庁舎1階から4階の耐震壁や一部の柱において、せん断破壊や一部損壊・圧壊が起こり、建築物としての安全性が著しく損なわれ、機能損失の状態に陥る可能性が高いことが確認されました。

また、望楼部分においては、望楼2～4階の壁のせん断破壊や一部損壊・圧壊が発生し、その結果、望楼4階から上の部分が、北側の住居地域から東側の市道及び竹鼻中学校までの広範囲において、崩落や倒壊、またはコンクリート片が飛散する可能性が高いことが確認されました。

以上のことから、周辺への安全性の検証においては、南海トラフ地震レベルの地震発生後、旧本庁舎及び望楼は、破壊及び損壊により建築物としての安全性が著しく損なわれ、

継続使用が不可能な状態になること、また、その際の周辺の住宅地や市道、中学校までの広範囲において危険性がおよび、周辺の安全性が損なわれる可能性が高いという検証結果となりました。

(3) まとめ

以上、羽島市旧庁舎あり方検討委員会からの答申を受け、改めて3つの項目を検証した結果、いずれにおいても、旧本庁舎の保存・利活用に向けては困難であるとの結論となり、旧本庁舎の取扱いについては、「解体すること」を市の方針といたします。

なお、解体に向けて今後事業を進めるにあたり、旧本庁舎の記録・記憶を後世に伝えられるよう、デジタル技術による映像化や資料収集に努めるなど、最大限の措置を講じてまいります。